

一般社団法人日本砂利協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人日本砂利協会（英文名 Japan Sand And Gravel Association、略称「JSGA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所（以下「本部」という。）を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、必要な地に支部を置くことができる。

3 前項の支部を置く地域及びそれぞれの支部の管轄する都道府県の区域は、別に理事会決議により定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、砂利資源の確保、開発、需給、品質及び流通に関する調査研究等を行うことにより砂利採取業、砂利販売業等の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 砂利資源の確保、開発、需給、品質及び流通に関する調査及び研究
- (2) 砂利採取業、砂利販売業の地位の向上に関する施策の樹立及びその推進
- (3) 砂利の採取に伴う災害及び公害の防止に関する調査並びに指導
- (4) 砂利に関する知識の普及啓蒙
- (5) 関係機関との連絡及び協調
- (6) 講演会、展示会、講習会、見学会等の開催
- (7) 機関誌その他関係出版物等の刊行
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、国内及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、砂利の生産又は販売事業等を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

- 3 賛助会員は、前項に該当しない者で、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者とする。
- 4 本会の正会員は、それぞれ個人又は法人（団体を含む）にあつてはその本社又は営業所若しくは事務所が所在する地域を管轄する支部に所属し、活動するものとする。また、賛助会員は、本部又は支部に所属するものとする。

（会員の資格の取得）

- 第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し承認を得なければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあつては、本会に対する代表者としてその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
 - 3 会員代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届を会長に届け出なければならない。
 - 4 前各号において、正会員に係る場合は、原則として支部を経由しなければならない。

（経費の負担）

- 第7条 会員は、入会時に総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- 2 会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、総会に定めるところにより、会費を負担しなければならない。

（退会）

- 第8条 会員が、本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合、正会員である場合は、第6条第4項の規定を準用する。

（除名）

- 第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 法人又は団体が、解散し、又は破産したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、失踪宣告を受けたとき。
- (4) 第7条の支払い義務を、履行せず、督促後なお1年以上納入しないとき。
- (5) 総正会員が、同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額又はその規定
- (4) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、

総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項を示した書面をもって、開催日の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

4 前第2項の請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

ただし、会長が、務められない場合には、出席会員から議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 総会においては、第15条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議をすることができる。

(書面決議等)

第19条 総会に出席できない正会員は、書面、又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、前条第1項及び第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員、顧問及び相談役

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、7名以内を副会長、1名を理事長とし、2名以内を常務理事、15名以内を常任理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員（法人会員又は団体会員にあっては会員代表者とする）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては5名、監事にあっては1名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。
- 2 会長、副会長、理事長、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合、常任理事にあっては、支部を単位として選定する。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、業務の執行を統轄する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 理事長は、会長及び副会長を補佐して、業務の執行を掌理する。
 - 5 常務理事は、理事長を補佐して、業務を執行する。
 - 6 常任理事は、常任理事会に付議された事項を審議する。
 - 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める役員報酬等の規定に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 本会に、顧問3名以内及び相談役3名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。
- 4 相談役は、本会の事業に関して会長の諮問に応じ、又は意見を述べるができる。
- 5 顧問及び相談役の任期は第25条第1項の規定を準用する。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から、法人法第101条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は、会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は、電磁的方法により開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は、会長に事故があるときは副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印をする。

第7章 常任理事会

(構成)

第36条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 常任理事会は、理事会に付議する事項、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

(開催)

第 38 条 常任理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第 39 条 常任理事会は、会長が招集する。

(議長)

第 40 条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 本会の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 社団法人日本砂利協会から継承した資産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

(資産の管理)

第 42 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第 43 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 44 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。

2 第 1 項の総会に報告した事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の決議により行う。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第47条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第48条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金)

第49条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を得るものとする。

第9章 定款の変更、合併等及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第51条 本会は、総会の決議によって他の一般法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第53条 本会が、清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委員会)

第55条 本会は、事業運営の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(事務局)

第56条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、それ以外の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(支部)

第57条 支部には、支部長1名を置く。

- 2 支部のに関して必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(施行要領)

第58条 この定款の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本砂利協会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日から本会の会員になったものとみなす。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人日本砂利協会の諸規則等は、一般社団法人日本砂利協会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 本協会の最初の代表理事は、高橋 徹とする。

沿革

- 平成 26 年 6 月 12 日 一部改定
平成 29 年 6 月 8 日 一部改定
令和 3 年 6 月 15 日 一部改定